

千葉市農政センターイチゴ育苗用施設整備業務委託 仕様書

1 委託名

千葉市農政センターイチゴ育苗用施設整備業務委託

2 整備目的

千葉市農政センターの主な事業としてイチゴ苗の優良種苗供給があり、市内イチゴ生産者の6割が苗の供給を受けている。更に、イチゴ生産の新規就農者が増加している状況を踏まえ、苗生産量の拡充を図る必要があることから、農政センター内既存施設を改修し、イチゴ育苗用施設を整備するものである。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月27日まで

4 委託場所

千葉市若葉区古泉町地内(別紙 位置図のとおり)

5 委託内容

別紙1に示す場所に、イチゴ育苗用施設を整備すること。(整備に必要な関係者との調整、設計、整備によって発生した廃棄物の処分も本業務委託に含む)。

なお、整備にあたっては、本市担当者と密に調整を図り、場内の人、車両の往来及び作業を妨げないようにすること。

6 仕様

詳細及び使用する資材などは以下の仕様を満たすこと。また、PO フィルム等の使用する資材などについて、フィルム厚がより厚いものを使用するなど、下記に記載のある仕様以上の強度等を有する設計とすることについては差し支えないものとする。なお、原則として、上記に係る必要経費については、見積もった諸経費から支弁するものとする。

(1) ハウス本体改修

既存施設は間口8m、奥行28.5m、軒高(肩高)約2.3m、棟高約3.75m、側面柱間1.5m×1(前室)+3m×9の鉄骨ハウスである(別紙 平面図のとおり)。妻面及び側面は防虫ネット、天面及び天窓には耐久硬質フィルム(MKVアドバンス(株)製 シクスライトスクリーン)が展張されている。また、天窓は手動開閉装置が、灌水装置は頭上灌水設備が既設されている。柱や垂木等、ハウス本体に係る部材は既存の材を可能な限り活かして改修を行うこと。

ア 天面及び天窓フィルム張替

(ア) 天面及び天窓のフィルムは、既設のフィルムを剥離し、新規の農業用POフィルム(MKV

アドバンス(株)製「スーパーダイヤスター」と同等品以上)に張り替えること。

- (イ) フィルムは透明で、厚さ 0.15mm とする。
- (ウ) フィルム押さえレールは PO 専用押さえを 1 本おきに交換するものとする。
- (エ) フィルムの張替えと併せて、耐久性の高いステンレス製やワイヤーを用いた鳥よけを設置すること。

イ 妻面及び側面の防虫ネット張替

- (ア) 妻面(前室の妻面も含む)及び側面(裾部分も含む)の防虫ネットは、既存の防虫ネットを剥離し、新規の防虫ネットに張り替えること。
- (イ) 既設のティペットドア(3 式)の防虫ネットも同様に張り替えること。
- (ウ) 防虫ネットは目合い 0.4mm とする。

ウ 天窓開閉設備自動化(減速機・制御盤の設置、ラック・ピニオン等部材交換)

- (ア) 天窓開閉設備は手動から自動制御に改修すること。
- (イ) 自動制御装置は「日本オペレーター(株)製 換気王 neo JR-202」と同等品以上のものを設置し、設置に伴い必要となる減速機や子機等もこれに準ずるものを設置すること。
- (ウ) 天窓自動化に伴い、既存の設備では自動化に対応できない天窓部材は追加や交換を行うこと。特にラックとピニオンは減速機の動力に対応可能な部材を使用すること。
- (エ) 天窓の開口角度は棟高とし、開口部には「イ 妻面及び側面の防虫ネット張替(ウ)」で示した防虫ネットを展張すること。

エ 換気扇及びダクトリング新設

- (ア) 外気を吸気する換気扇を、ハウス奥側妻面に一カ所新設すること。
- (イ) 換気扇は「フルタ電機(株)ダクトインレットファン ISDM50A」と同等品以上のものとし、大きさは 615mm×615mm(羽根径 450 mm)以上とすること。
- (ウ) 吸気口にはフードを取り付けること。また、フード開口部には「イ 妻面及び側面の防虫ネット張替(ウ)」で示した防虫ネットを展張すること。
- (エ) ダクトを設置する際に支えとなる部材として、アルミ製のダクトリングを設置することとし、「(2) 空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システム整備」で示す空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システムの長さ(奥行)以上に 10 個程度設置すること。
- (オ) ダクトリングは「空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システム」の真上且つカーテン下に設置すること。
- (カ) ダクト取り付けは工事内容に含めないものとする。

(2) 空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システム整備

ア 空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システム設置

- (ア) 空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システムとして「(株)誠和製 発根くん」と同等品以上のものを設置すること。
- (イ) (ア)の栽培システムは3式設置することとし、受け具は4段のもの、ベッド長21m程度のものを設置すること。
- (ウ) (ア)の栽培システムの設置場所については、入り口(前室を除く)から3m程度奥側に設置すること。(別紙 平面図のとおり)
- (エ) 栽培システム設置に伴い、給液装置は「(株)誠和 液肥混入ユニット SK20」と同等品以上のものを設置すること。
- (オ) (エ)の設置に伴い必要な原水は、ハウス内にある既存の給水管から配管し、確保すること。
- (カ) (エ)の設置に伴い、既設の頭上灌水装置は撤去すること。なお、前室にある水栓(蛇口)は残し、水栓が使用できるように配管を行うこと。

イ ハウス内転圧・整地及び防草シート敷設

- (ア) イチゴ育苗システムの導入に際して、必要に応じてハウス内を転圧し、整地すること。
- (イ) 整地後、イチゴ育苗システムの設置と併せて防草シートをハウス内に敷設し、被覆すること。
- (ウ) 設置に際しては、設置面の除草や整正を適切に行い、不陸を無くすこと。
- (エ) 使用する防草シートは農業用であり、イチゴの育苗の際に必要な耐候性・耐水性・耐腐食性や透水性・通気性を有するものを使用すること。
- (オ) シートの継ぎ目は10 cm以上の重ね代を設けること。
- (カ) シートの固定はピン等抜けにくいものを適切に打設することで行い、地面に固定すること。

(3) 排水設備設置

ア 排水設備設置

- (ア) 「ア 空中採苗方式イチゴ育苗用栽培システム」の設置に伴い、排水を一時的に貯水し、養液採取が可能な排水タンクをハウス外に埋設すること。
- (イ) 排水タンクは隣接する網室2号ハウスとの間に設置すること。
- (ウ) 貯水した排水は、溢れないよう、一定の水位に達したら自動排出するように汲み上げポンプを設置すること。排水の排出場所は発注者指定の場所に流すものとする。
- (エ) 排水タンクを設置後、施工前と同様に防草シートを敷設し、復元すること。防草シートは既存のものを再利用する、又は新規に敷設すること。
- (オ) 防草シートの敷設に際して、設置した排水タンクの周囲も転圧し、整地を行うこと。
- (カ) 敷設に際しては、設置面の除草や整正を適切に行い、不陸を無くすこと。
- (キ) シートの継ぎ目は10 cm以上の重ね代を設けること。

(ク) シートの固定はピン等抜けにくいものを適切に打設することで行い、地面に固定すること。

(4) 自動カーテン装置設置

ア 自動カーテン装置設置

(ア) ハウス内に新たにイチゴ育苗に必要な自動カーテン設備を整備すること。

(イ) 自動カーテン装置は「(株)誠和製 自動カーテン装置」と同等品以上のものを設置すること。

(ウ) カーテンは一層とし、傾斜4枚張りとする。

(エ) カーテン素材は、イチゴの育苗に適した遮光・遮熱カーテンで、「(株)誠和製 LS スクリーン〔ハーモニー52150〕」と同等品以上のものとする。

7 作業時間

平日の9時から17時まで

8 提出物

- (1) 着工届
- (2) 工程表
- (3) 完了届
- (4) 完了報告書(現場写真等を含む)
- (5) 工事完了後に必要となる書類(取扱説明書、完成図面等)、
- (6) その他市担当者の指示による書類

9 その他

- (1) 作業開始に当たり、事前に監督員と作業工程管理に関して協議すること。
- (2) 工事完了後、提出物に記載のある関係図書を完了届とともに提出し、検査を受けること。
- (3) 上記仕様に示した設備等で、設置に係る必要な注意事項等については、メーカーカタログ等を参考とし、正しく設置すること。
- (4) 必要に応じ、作業工程ごとに監督員と協議して進めること。
- (5) 作業に入る際は、開始前・終了後に事務所まで作業報告をすること。
なお、作業時間外に作業をする場合は、必ず監督員に了承を得ること。
- (6) 作業中に何らかの不具合を生じたら直ちに監督員に報告し、対応を協議すること。
- (7) 業務の履行に伴い発生する廃棄物等については、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (8) 本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うこと。